

## 昭和区げんきサポート倶楽部 運営規程 運動型通所サービス

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人としわ会が開設する昭和区げんきサポート倶楽部（以下「事業所」という。）において実施する指定運動型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定運動型通所サービスは、機能訓練指導員等従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対し、適正な指定運動型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定運動型通所サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、居宅要支援被保険者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、いきいき支援センター、介護予防支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |          |                     |        |                |
|----------|---------------------|--------|----------------|
| (1) 施設名  | 昭和区げんきサポート倶楽部       |        |                |
| (2) 所在地  | 愛知県名古屋市昭和区川名山町6番地の4 |        |                |
| (3) 電話番号 | (052) 836-1040      | FAX 番号 | (052) 836-1041 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりである。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 管理者         | 1人以上 |
| (2) 機能訓練指導員等従業者 | 1人以上 |

(下記、いずれかに該当する職種)

- ・医師
- ・保健師
- ・看護職員
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師・きゅう師
- ・介護予防運動指導員
- ・健康運動指導士
- ・名古屋市市長が保健医療サービス又は福祉サービス等の専門的知識を有すると認めた者

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理、指導を行う。
- (2) 機能訓練指導員等従業者は、指定運動型通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 指定運動型通所サービスを提供する事業所の営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週に日曜日とする。但し、1月を除いた第5日曜日及び1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目午前11時00分から午前12時00分、2単位目午後1時30分から午後2時30分とする。

(利用定員)

第8条 指定運動型通所サービスの利用定員数は1単位目10名、2単位目10名とする。

(指定運動型通所サービスの内容)

第9条 指定運動型通所サービスの内容は以下とおりとする。

- (1) 日常生活動作の機能訓練
- (2) 健康チェック
- (3) アクティビティ(介護予防)

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額は、保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、名古屋市昭和区、天白区、千種区、瑞穂区、名東区の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ・気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ・共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ・火気の取扱いは、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
- ・設備・備品の利用は、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必ず氏名を記載する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（緊急時等における対応方法）

第14条 従業者は、運動型通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（守秘義務）

第15条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第16条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施し、また新規採用時にも虐待防止の研修を実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（その他運営に関する重要事項）

第17条 運動型通所サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人としわ会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、2017年4月1日より施行する。

この運営規程は、2021年4月1日より施行する。

この運営規程は、2021年6月1日より施行する。

この運営規程は、2021年7月1日より施行する。

この運営規程は、2021年11月1日より施行する。

この運営規程は、2023年10月1日より施行する。